

〈相手方〉 協和電気株式会社 代表取締役社長 木村 賢
(青森市古川二丁目18番9号)

本市においても、国と同様に対応することとしたところ、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行うものである。

	区分	金額	変更理由	処理
①	当初契約	404,690,000 円		R6.5.7 仮契約 R6.6.26 議決 R6.6.27 本契約
②	変更契約	407,055,000 円 [内訳] 増 2,365,000 円 (0.58%)	特例措置の適用による労務単価の変更	R7.1.31 専決処分 R7 第1回定例会報告
③	変更契約 (予定)	432,399,000 円 [内訳] 増 25,344,000 円 (6.23%) 【当初比】 増 27,709,000 円 (6.85%)	インフレスライド 条項の適用	R8 1月専決処分予定 R8 第1回定例会報告予定

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号、以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分と議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。

予期することのできない特別の事情により、工期限内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

